

議案第 4 3 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 4 条中「午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 1 7 条を削り、第 1 8 条を第 1 7 条とし、第 1 9 条から第 2 4 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 2 5 条第 3 項中「、第 1 6 条、第 1 8 条、第 1 9 条及び第 2 2 条」を「から第 1 8 条まで及び第 2 1 条」に、「第 1 9 条第 1 項中」を「第 1 8 条第 1 項中」に改め、同条第 4 項中「第 1 8 条、第 1 9 条」を「から第 1 8 条まで」に、「第 1 9 条」を「、第 1 6 条、第 1 8 条」に改め、同条を第 2 4 条とする。

第 2 6 条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「、第 6 条及び第 1 8 条」を「及び第 1 7 条」に改め、同条第 2 項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「（平成 1 4 年法律第 4 8 号）」を加え、同条を第 2 5 条とする。

第 2 7 条中「、第 1 3 条及び第 1 6 条の規定は、」を「及び第 1 3 条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 7 条第 1 項に規定する」に改め、同条を第 2 6 条とし、第 2 8 条を第 2 7 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 4 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは、
「(5) 心身に著しい障害がある者」と

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「、第6条及び第18条」を「及び第17条」に改める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国家公務員の給与制度に準じて、本市病院事業企業職員の扶養手当について見直しを行うほか、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給する等のため提案するものであります。